

別表

(3) 医療従事者の確保に関する事業

1 基金事業	2 基準額	3 対象経費	4 補助事業者	5 補助率						
<p>病院内保育所施設整備事業</p>	<p>次に掲げる基準面積に1平方メートル当たり単価表に定める単価を乗じて得た額とする。</p> <p>基準面積＝ $\text{収容定員} \times 5\text{m}^2$ (ただし、30人を限度とする。)</p> <p>注) 1 過去に同一の事業について補助を受け、現に使用している時は基準面積(基準面積が定められていないときは基準額とする。以下この項において同じ。)から当該補助の際の基準面積を差し引いた面積を基準面積とする。 2 建築面積が基準面積を下回るときは、当該建築面積を基準面積とする。</p> <p>〈1平方メートル当たり単価表〉</p> <table border="1" data-bbox="472 1117 1043 1247"> <tr> <td>鉄筋コンクリート造</td> <td>448,958円</td> </tr> <tr> <td>ブロック造</td> <td>199,148円</td> </tr> <tr> <td>木造</td> <td>448,958円</td> </tr> </table> <p>注) 上記基準単価は、基準額算定の限度となる単価であり、建築単価が基準単価を下回るときは、当該建築単価を基準単価とする。</p>	鉄筋コンクリート造	448,958円	ブロック造	199,148円	木造	448,958円	<p>病院内保育所として必要な新築、増改築及び改修に要する工事費又は工事請負費</p>	<p>病院の開設者 (ただし、市町村、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、厚生農業協同組合連合会を除く。)</p>	<p>1/3</p>
鉄筋コンクリート造	448,958円									
ブロック造	199,148円									
木造	448,958円									

1 基金事業	2 基準額	3 対象経費	4 補助事業者	5 補助率						
<p>看護師勤務環境改善施設整備事業</p>	<p>次に掲げる基準面積に1平方メートル当たり単価表に定める単価を乗じて得た額とする。</p> <p>基準面積 1看護単位につき50㎡ ナースコールを更新付設する場合は、1㎡当たり114,200円を加算する。 注1) 建築面積が基準面積を下回るときは、当該建築面積を基準面積とする。 注2) 病院全体に関わる特定の目的のための整備内容は、1看護単位と同様とみなす。</p> <p>〈1平方メートル当たり単価表〉</p> <table border="1" data-bbox="470 1249 1045 1384"> <tr> <td>鉄筋コンクリート造</td> <td>484,000円</td> </tr> <tr> <td>ブロック造</td> <td>214,000円</td> </tr> <tr> <td>木造</td> <td>484,000円</td> </tr> </table> <p>注) 上記基準単価は、基準額算定の限度となる単価であり、建築単価が基準単価を下回るときは、当該建築単価を基準単価とする。</p>	鉄筋コンクリート造	484,000円	ブロック造	214,000円	木造	484,000円	<p>看護師が働きやすく離職防止につながる次の部門の新築、増改築、改修に要する工事費又は工事請負費</p> <p>看護師詰め所 処置室 症例等検討会議室等</p> <p>ただし、次に掲げる費用については、補助の対象外とする。 (1) 土地の取得又は整地に要する費用 (2) 門、柵、塀及び造園工事並びに通路敷設に要する費用 (3) 設計その他工事に伴う事務に要する費用 (4) 既存建物の買収に要する費用 (5) その他の整備費として適当と認められない費用</p>	<p>病院の開設者 (ただし、市町村、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、厚生農業協同組合連合会を除く。)</p>	<p>1/3</p>
鉄筋コンクリート造	484,000円									
ブロック造	214,000円									
木造	484,000円									

1 基金事業	2 基準額	3 対象経費	4 補助事業者	5 補助率						
看護師宿舎整備事業	<p>次に掲げる基準面積に1平方メートル当たり単価表に定める単価を乗じて得た額とする。</p> <p>基準面積 看護師1人あたり33㎡</p> <p>〈1平方メートル当たり単価表〉</p> <table border="1" data-bbox="443 976 1010 1106"> <tr> <td>鉄筋コンクリート造</td> <td>540,095円</td> </tr> <tr> <td>ブロック造</td> <td>239,016円</td> </tr> <tr> <td>木造</td> <td>540,095円</td> </tr> </table> <p>注) 上記基準単価は、基準額算定の限度となる単価であり、建築単価が基準単価を下回るときは、当該建築単価を基準単価とする。</p>	鉄筋コンクリート造	540,095円	ブロック造	239,016円	木造	540,095円	<p>病院の看護師宿舎の個室整備に伴う新築、増改築、改修に要する工事費又は工事請負費（バルコニー、廊下、階段等共通部門を含む。）</p> <p>ただし、次に掲げる費用については、補助の対象外とする。</p> <p>(1) 土地の取得又は整地に要する費用 (2) 門、柵、塀及び造園工事並びに通路敷設に要する費用 (3) 設計その他工事に伴う事務に要する費用 (4) 既存建物の買収に要する費用 (5) その他の整備費として適当と認められない費用</p>	<p>病院の開設者 (ただし、市町村、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、厚生農業協同組合連合会を除く。)</p>	<p>1/3</p>
鉄筋コンクリート造	540,095円									
ブロック造	239,016円									
木造	540,095円									